

公印省略

2 生衛第 5 0 9 号

令和 2 年 5 月 1 9 日

関係団体 各位

福岡県保健医療介護部生活衛生課長

緊急事態措置の解除について（通知）

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

〒 8 1 2 - 8 5 7 7

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県保健医療介護部生活衛生課

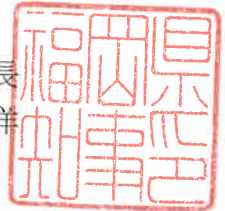
Tel : 092-643-3279、Fax : 092-643-3282

Mail : hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

2保総第473号
令和2年5月14日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 小川 洋
(がん感染症疾病対策班)



緊急事態措置の解除について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和2年5月14日付けで国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

このことを受け、本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、同日付けで「緊急事態措置の解除について」を定めたので、別紙のとおりお知らせします。

については、内容を十分御了知いただくとともに、当該措置等の着実な実施のため、関係機関等への周知をお願いします。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
電話番号：092（643）3342
内線（3370・3371）
ファックス：092（643）3697

緊急事態措置の解除について

1 はじめに

本日、国の「基本的対処方針」が改正され、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

4月7日の「緊急事態宣言」以降、感染拡大の防止を図りつつ、医療提供体制を確保するため、外出自粛や休業要請等、様々なお願いをしてきました。多くの県民、事業者の皆様にはご不便をおかけしましたが、ご理解、ご協力いただき、その皆様の思いと行動がこの結果につながりました。

そして、厳しい状況下で、最前線で奮闘いただいている医療従事者の皆様をはじめ、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に改めて感謝いたします。

「緊急事態宣言」は解除されましたが、これで終わりではありません。新型コロナウイルスと向き合いながら、社会経済活動のレベルをあげていく、元の生活に戻っていくための新しいスタートであります。第2波が襲った北海道や他国の例を見ても、また、スペイン風邪は第3波までありました。県民一人一人の意識と行動、地域の団結が、今まで以上に問われることとなります。気をしっかり引き締めて、自分、家族、周りの方と社会を守る行動をとっていく必要があります。感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着も図っていかねばなりません。

これまで取り組んできた外出自粛や休業要請等については、15日から緩和していきますが、感染対策の長期化を見据え、持続的な対策が求められることから、県民、事業者の皆様に対し、改めて、以下の取組みをお願いします。

2 今後の取組み

(1) 外出の自粛

- ① 「人との接触を8割減らす」ことを意識し、不要不急の外出を控える。とりわけ、これまでクラスターが発生している施設、「三つの密」のある場所への外出を避けること
- ② 緊急事態措置の対象都道府県をはじめ、県を越えての不要不急の帰省や旅行などの移動は、避けること

(2) 新しい生活様式の実践

感染防止の3つの基本である①「身体的距離の確保」、②「マスクの着用」、③「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面でなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

(3) 催物（イベント等）の開催

催物（イベント）の開催にあたっては、適切な感染防止対策を講ずること。
全国的かつ大規模な催物等の開催において、リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと

※ 適切な感染防止対策
入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の実施

(4) 施設の休業等

① 国内においてクラスターが発生した施設については、5月15日～31日の間、休業について協力を要請

※ 国内においてクラスターが発生した施設
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室

② 上記以外の飲食店をはじめとする施設については、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策（別紙1参照）を確実に講ずること

※ 飲食店における営業時間等の短縮要請について解除
※ 博物館、美術館、図書館についても休業要請を解除（県立の施設については、5月19日に再開）（別紙2参照）

(5) 学校

準備が整った学校から、5月18日以降分散登校を開始し、5月25日以降順次全面開校に移行

(6) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

3 医療機関等への相談

(1) 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合や妊婦の方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談のこと）

(2) 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること

4 感染再拡大時の対応

(1) 医療提供体制については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、現在、計430床を確保（このうち、重症病床60床）しました。さらに、570床を目標に増床中です。

また、軽症者・無症状者については、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3施設で計826室の民間の宿泊療養施設を確保しました。

PCR検査についても、これまでの県内65か所の帰国者・接触者外来に加え、14日現在で、医師会や保健所設置市による専用外来が8か所開設され、1日当たり710件が実施でき、検査体制も充実してきています。

さらに、アビガンについては、治療薬としての承認に向け、県医師会が国の観察研究に参画しています。今後、県内の登録医療機関において、現場の医師の判断により、これまで重症者に限られていたものが、重症化が憂慮される者、基礎疾患のある者に拡大されています。

(2) 今回、「緊急事態宣言」の対象から解除はされましたが、今後も、感染者が発生していくことが見込まれます。そこで大切となるのは、患者の症状にあわせた適切な医療を提供できる体制を維持していくことです。

感染が落ち着いてきたことで、医療機関も、手術や診察を待っている人もいるため、徐々に通常の診療体制に移行していくこととなります。再び、感染の拡大局面を迎えた際には、入院治療が必要な患者とりわけ重症患者に速やかに対応できるよう、各医療機関においては、病床の準備など受入体制を整えていく必要があります。

そこで、感染の状況などを的確にモニタリングし、公表してまいります。併せて、どのようなタイミングでその準備に入るか、医療関係者間で共有できる客観的な指標を以下のとおり設定します。

医療提供体制確保の準備に入るための指標

以下①～④の指標をもとに、総合的に判断

- ① 1日当たりの感染者数が3日連続8人（3日移動平均）以上で増加傾向にあること
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること
- ③ 病床稼働率50%以上であること
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること

- (3) 今後、再度感染が拡大し、この指標をもとに総合的に判断した結果、医療提供体制がひっ迫する恐れがあると認められる場合には、医療機関に対し、病床の準備等の医療提供体制の整備を要請します。

併せて、感染の拡大防止を図るため、その時点での発生状況を踏まえ、県民、事業者に対する外出自粛や休業の要請等の措置について検討します。

5 おわりに

コロナとの戦いは、長期戦を覚悟しなければなりません。この戦いに打ち勝つか否かは、県民、事業者の皆様の意識と行動にかかっています。

一人一人の行動次第では、これまでの努力が水泡に帰し、後戻りしてしまうこととなります。県民の皆様には、気をゆるめることなく、「新しい生活様式」の実践をはじめ、お願いしたことにしっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

(参考)

【これまでの取組】

- 本県は、4月7日に「緊急事態宣言」の対象区域となり、4月16日には、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていくことが必要な「特定警戒都道府県」に指定されました。さらに、5月4日には、「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の指定が、5月31日まで延長されたところです。
- これを受け、感染とその拡大の防止を図り、医療提供体制の崩壊を食い止めるため、人と人の接触を減らす外出の自粛やイベント開催の自粛、在宅勤務の実施、施設の休業等を要請してきました。

【県内の感染状況】

- 1日あたりの感染者数は、4月11日には過去最多の43人となり、4月8日からの1週間の平均は約30人だったところ、県民、事業者の協力により、新規の感染者数は減少傾向にあり、直近1週間の平均は約1人となっています。
- 累計の患者数は、5月13日現在で6,566人であった一方、退院者数は5,10人となっています。
- 感染経路が不明の割合も、4月8日からの1週間は約5割であったのが、直近1週間は約3割に減少しています。
- また、PCR検査の陽性率についても、これまでの平均は5.5%であったのが、直近1週間の平均は0.5%に減少しています。

【行動変容の状況】

- 感染拡大前と比較して、人の往来は、天神地区において平日で約6割、週末で約8割減少し、鉄道の乗降客数も、平日で約7割、週末で約8割減少しています。

【医療体制の確保状況】

- 医療提供体制については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、現在、計430床を確保（このうち、重症病床60床）しました。さらに、570床を目標に増床中です。
- また、軽症者・無症状者については、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3施設で計826室の民間の宿泊療養施設を確保しています。
- 病床、施設の確保とともに、新規感染者数の減少や、退院者数の増加により、4月13日に258人であった入院者数は、5月13日には69人に減少し、病床

稼働率は約16%となり、重症病床の稼働率も約17%となっています。また、民間の宿泊療養施設の療養者は5月13日で30人となっており、自宅療養者については、4月20日に139人であったのが、5月13日には22人（うち施設入所者6人）にまで減少しています。

- PCR検査についても、これまでの県内65か所の帰国者・接触者外来に加え、14日現在で、医師会や市町村等による専用外来が8か所開設され、1日当たり710件が実施でき、検査体制も充実しています。
- さらに、アピガンについては、治療薬としての承認に向け、県医師会が、国の観察研究に参画しています。今後、県内の登録医療機関において、現場の医師の判断により、これまで重症者に限られていたものが、重症化が憂慮される者、基礎疾患がある者に拡大されています。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびると
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

<p>1</p> <p>ビデオ通話で オンライン帰省</p> 	<p>2</p> <p>スーパーは1人 または少人数で すいている時間に</p> 	<p>3</p> <p>ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ</p> 
<p>4</p> <p>待てる買い物は 通販で</p> 	<p>5</p> <p>飲み会は オンラインで</p> 	<p>6</p> <p>診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整</p> 
<p>7</p> <p>筋トレやヨガは 自宅で動画を活用</p> 	<p>8</p> <p>飲食は 持ち帰り、 宅配も</p> 	<p>9</p> <p>仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 
<p>10</p> <p>会話は マスクをつけて</p> 		

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

1 休業の協力要請を行う施設

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス
屋内運動施設	スポーツジム、スポーツ教室

2 徹底した感染対策を実施することを条件に休業を要請しない施設

施設の種類	内訳
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等 なお、別添「遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウスを除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
学校（上記を除く）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
屋内運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場等 なお、別添「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室を除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
遊技施設	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等 なお、別添「パチンコ店における感染防止対策の徹底について」、「マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
商業施設	生活必需物資販売施設の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 なお、別添「商業施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

3 事業の継続が求められる施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） なお、別添「食事提供施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策が講じたものに限る
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 なお、テレワークなどを一層促進すること
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※上記施設については、別添「感染予防対策例と留意点」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

感染予防対策例と留意点

(基本的事項)

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）すること
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒
- ・従業員や出入り業者に発熱感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

○症状のある方の入場制限

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限すること
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理すること

○感染対策の例

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底
 - ※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする）。

○トイレ（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

○休憩スペース（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い）。
- ※市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤で可

遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウスを除く)における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に)の確保又はパーティションの設置
- お酌、グラス・おちょこの回し飲みを避ける
- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 施設の換気の徹底
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 来店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室を除く) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- 従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- 更衣室、休憩室等における3密の回避
- 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- 利用者が大声で発声を行わないように求める

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

パチンコ店における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又は利用者間のパーティションの設置
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いいたします。

【入場者の制限等】

- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の換気の徹底
- 利用者間で十分な間隔の確保
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- 遊技中の食事の自粛

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。

【施設内における対策等】

- 利用者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）を確保する
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 手指消毒設備の設置
- 適切な消毒や換気等が行われること
- 休憩室等における3密の回避

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける。
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒

- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

商業施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 適切な消毒や換気が行われること
- 会計時のレジ等における十分な間隔の確保
- 窓口等の対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 商品サンプル等の提供自粛
- 電子決済の利用促進

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

食事提供施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者数や滞在時間の制限
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- できるだけ、対面ではなく横並びに座るようにする
- 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の回避
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるようにする
- 酒類の提供時間への配慮

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒

○従業員の対策

- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

学校における感染防止対策の徹底について

- 児童生徒及び教職員に対して手洗いやマスクの着用を徹底させる。
- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒について、登校時、教室に入る前に、保健室等での検温等を行う。発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させる。
- 授業中や休み時間において、窓を開けて換気を行う。
- 学校医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、ドアノブやスイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。
- 食堂や図書館など大勢の児童生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒同士の間可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- 各教科等の指導にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い、以下に掲げるような学習活動は当面行わない。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（部活動についても同様とする。）
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- その他、文部科学省が発出している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け2文科初第222号）」等に準拠して実施する。

県主催イベント及び県有施設の対応について

1 県主催イベント

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

2 県有施設

現在休館中の県有施設(別添)については、「四方を空けた席の配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」、「入場者の制限」など適切な感染防止対策を行うこととし、準備が整い次第順次開館する。

現在休館中の県有施設一覧

施設名	電話番号
アクション福岡(福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール)	092-611-1717
あまぎ水の文化村(せせらぎ館)	0946-25-0323
甘木歴史資料館	0946-22-7515
関門海峡ミュージアム	093-331-6700
北九州人材開発センター	093-882-4306 (戸畑高等技術専門校)
九州歴史資料館	0942-75-9575
久留米人材開発センター	0942-30-0560
久留米総合スポーツセンター	0942-39-7371
クローバープラザ(貸室、運動施設、展示室、図書室、資料室)	092-584-1212
志賀島ビクターセンター	092-603-6631
生涯あんしん住宅	092-582-8061
添田人材開発センター	0947-82-3730
筑後広域公園芸術文化交流施設「九州芸文館」	0942-52-6435
福岡共同公文書館	092-919-6166
福岡県営大濠公園(日本庭園、茶会館)	092-741-2004
福岡県営春日公園(野球場、庭球場、球技場、パークステーション、スケートボード場)	092-592-0544
福岡県営筑後広域公園(庭球場、多目的運動場、多目的広場、体育館、ドッグラン)	0942-53-4600
福岡県営筑後広域公園(プール棟)	0944-85-8150
福岡県営筑豊緑地(野球場、庭球場、多目的広場)	0948-82-1023
福岡県営筑豊緑地(プール棟)	0948-82-5556

福岡県営中央公園(野球場)	093-881-1449
福岡県営名島運動公園(野球場、庭球場)	092-681-1278
福岡県営西公園(舞鶴館)	092-741-2004
福岡県水産資料館	092-806-5251
福岡県青少年科学館	0942-37-5566
福岡県農業資料館	092-924-2936
福岡県馬術競技場	092-944-4001
福岡県平尾台自然観察センター	093-453-3737
福岡県物産観光展示室(福岡県庁行政棟11階)	092-645-1835
福岡県立夜須高原記念の森(管理センター)	0946-42-0590
福岡県立夜須高原野外活動センター	092-643-3886 (教育庁社会教育課)
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	093-651-4600
福岡県立四王寺県民の森(展示館、学習研修館)	092-932-7373
福岡県立社会教育総合センター	092-947-3513
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	0940-62-2511
福岡県立総合射撃場	092-924-6996
福岡県立図書館	092-641-1125
福岡県立英彦山青年の家	0947-85-0101
福岡県立美術館	092-715-3551
福岡県立ふれあいの家南筑後	0942-53-7181 (南筑後教育事務所)
福岡県立ももち文化センター	092-851-4511
福岡県緑化センター(本館、温室、ミストハウス)	0943-72-1193

福岡人材開発センター	092-681-0261 (福岡高等技術専門学校)
柳川古文書館	0944-72-1037
旧福岡県公会堂貴賓館	092-751-4416
求菩提資料館	0979-88-3203
大濠公園能楽堂	092-715-2155

令和2年5月14日
教 育 庁

博物館・美術館・図書館の対応について

1 対象となる施設

○県立美術館 ○県立図書館 ○九州歴史資料館

2 再開の時期

5月19日（火）＜5月18日（月）は休館＞

3 感染防止対策

(1) 施設共通事項

【利用者】

- 利用者の出入口を限定（原則1か所）。
- 利用者に対し、体温測定（サーモカメラ又は非接触型体温計）を実施し、発熱者の入館を制限。
- 利用者の氏名、連絡先電話番号を確認（連絡カードへの記入を要請）。
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を義務付け。
- 利用者に対し、マスク着用の対応を義務付け。
- 利用者に対し、大声での発声や近接した距離での会話等を控えるよう要請。

【施設側】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 利用者の連絡カードの厳格な管理。
- 受付等対面箇所については、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで職員と利用者を遮断。
- 入退館時又は入館の待機時において、利用者間の十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保。
- 施設内の清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒。
- 施設内の換気を実施（玄関・窓を開放等）。
- 各施設は感染防止対策を事前にホームページ等で周知。出入口の掲示等で周知。

(2) 施設個別事項

【県立図書館】

○5月19日からは、第一閲覧室・別室（本館1階）、子ども図書館（別館1階）のみ時間を短縮して開館（9：00～17：00）。

なお、5月15～17日は、通用口（屋外）で予約図書の貸出のみ実施。

○第二閲覧室（本館2階）、ふくおか資料室（本館3階）及び学習室（別館3・4階）は当面開館しない。再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリアや開館時間を広げていくことを検討。

○利用者に滞在時間概ね60分程度で退館を要請。

○座席を概ね半減とし、対面を避け、人と人との十分な間隔を確保。

○感染防止対策について館内放送で周知。

【県立美術館】

○5月19日からは、常設展示室（4階）のみ時間を短縮して開館（10：00～17：00）。

○ハイビジョンギャラリー（2階）、展示室（3階）、美術図書室・ビデオコーナー（4階）は当面開館しない。再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリアや開館時間を広げていくことを検討。

○貸館事業については、6月2日（火）から開始する（6月1日（月）は通常の休館日）。

○展示室内の人数の制限（50名以内）。

○四方を空けた席を配置。展示配置の工夫。

【九州歴史資料館】

○当面の間、研修室等の貸室を中止。

○展示室内の人数の制限（50名以内）。

○四方を空けた席を配置。

博物館・美術館・図書館における感染防止対策

1 施設共通事項

【利用者】

- 利用者の出入口を限定（原則1か所）。
- 利用者に対し、体温測定を実施し、発熱者の入館を制限。
- 利用者の氏名、連絡先電話番号を確認。（連絡カードへの記入を要請）。
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を義務付け。
- 利用者に対し、マスク着用の対応を義務付け。
- 利用者に対し、大声での発声や近接した距離での会話等を控えるよう要請。

【施設側】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 利用者の連絡カードの厳格な管理。
- 受付等対面箇所については、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで職員と利用者を遮断。
- 入退館時又は入館の待機時において、利用者間の十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保。
- 施設内の清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒。
- 施設内の換気を実施（玄関・窓を開放等）。
- 各施設は感染防止対策を事前にホームページ等で周知。出入口の掲示等で周知。

2 その他個別事項の例

【図書館】

- 再開当初は、開館エリアや開館時間を最小限にとどめ、再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリア等を広げていくことを検討。
- 利用者に滞在時間概ね60分で退館を要請。
- 座席を概ね半減とし、対面を避け、人と人との十分な間隔を確保。
- 感染防止対策について館内放送で周知。

【博物館・美術館】

- 再開当初は、開館エリアや開館時間を最小限にとどめ、再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリア等を広げていくことを検討。
- 展示室内の人数の制限。
- 四方を空けた席を配置。展示配置の工夫。

令和2年5月14日

クローバープラザ（展示室・図書室・資料室）の再開方針

1 再開の施設・時期

(1) 施設

- ・展示室（福祉用具展示室 2F（※）、人権啓発展示室 7F）
- ・図書室（あすばるライブラリー2F、福祉情報センター2F（※））
- ・資料室（人権啓発資料室 7F）

(2) 時期

令和2年5月19日（火）

（開館時間）

平日・土曜 9:00 から 21:00 まで（※の施設は 17:00 まで）

日曜・祝日 9:00 から 17:00 まで

2 感染防止対策

○必要な備品・物品

- | | | |
|------------------|----------|--------|
| ・サーモカメラ | ・非接触型体温計 | |
| ・アルコール消毒液（手指消毒用） | ・職員用マスク | ・職員用手袋 |
| ・透明ビニールカーテン等 | ・清掃用消毒液 | |

【利用者】

- 施設利用者に対し、体温測定（サーモカメラ又は非接触型体温計）を実施
 - ・1階（南北）の玄関を開放の上実施する。（換気のため玄関扉は常時開放）
 - ・2階（センター棟）の玄関は閉鎖する。
- 利用者は利用者カードの提示又は氏名、連絡先電話番号を登録
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を実施
- 利用者に対し、マスクの着用を義務付ける。なお、そのことについては、あらかじめホームページで告知
- 利用者に対し、極力会話を控えるよう呼び掛けを行う。

【施設】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 施設利用者名簿については、個人情報を厳格に管理
- 貸出・返却カウンター等対面箇所については、透明ビニールカーテンなどで職員と入館者を遮断
- 入場時、退出時、入館の待機時において、人と人との十分な間隔（2メートルを目安）を確保
- 入場からおおむね60分以内で退場するよう利用者に依頼。時間を超過した利用者に対しては、係員が声掛けを行う。
- 座席は対面ではなく横並びとする。また、席数を減らし十分な間隔を確保
- 施設内の定時清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、利用の都度、清掃、消毒
- 施設内の換気を1時間ごとに実施
- 以上の対応をホームページ、出入口に掲示して周知を図る。

福岡共同公文書館 新型コロナウイルス感染症予防対策について

令和2年5月14日

1 再開日

令和2年5月15日

2 玄関入口（ロビー）での対応

(1) 注意喚起案内板の設置

案内例

- ・受付で検温、体調確認、氏名・連絡先の記入をお願いいたします。
- ・手洗いや手指の消毒の取行をお願いいたします。
(館内に設置しているアルコール消毒液をご利用ください。)
- ・マスクの着用や咳エチケットにご協力ください。
- ・発熱等、体調に不安がある場合は、決して無理をなさらないようお願いいたします。
- ・入口を開放するなど、定期的に館内の換気を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) アルコール消毒液の設置

手指消毒用のアルコール消毒液を、玄関入口に設置する。

(3) 検温等の実施

玄関入口先に臨時の受付テーブルを設け(職員が交代で対応)検温等を行う。

※受付カウンターはロビーを挟んで執務室前にしかなく、玄関入口から距離があるため臨時の受付を設ける。

- ・非接触型体温計で来館者の体温を測定し、発熱していないことを確認するとともに、体調不良がないかどうかを口頭で確認する。
- ・職員及び来館者に感染が確認された場合に濃厚接触者を確認するため、氏名及び連絡先の記入を依頼する(個人情報、感染防止対策の目的以外には使用しない旨を説明する。)
- ・行政利用をする県・市町村職員、文書運搬車両等の業者に対しても同様の対応を行う。

3 消毒の徹底

(1) アルコール消毒液の設置

手指消毒用のアルコール消毒液を、玄関入口のほか、トイレ前、閲覧室にも設置する。

(2) 館内のアルコール消毒

ドアノブ、受付カウンター、閲覧室のテーブル・椅子・資料検索用パソコンなど、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒液で拭き取る。

4 「3つの密」を避けるための対策

(1) 執務室前受付カウンター

- ・飛沫感染を防止するため、透明ビニールカーテンで遮断する。

(2) 閲覧室

ア 閲覧室1

- ・身体的距離を確保するため、座席数（4人掛け5テーブル）を、半数に減らす（2人掛け5テーブル、椅子は対面を避けるように配置）。
- ・テーブルに、注意喚起案内（身体的距離を適切にとること、長時間（120分を上限）の滞在は避けること）を掲示する。
- ・定期的な換気（1時間に1回程度）を行う。

イ 閲覧室2【当面閉鎖】

- ・普段利用されることは少なく、窓がない密閉空間であるため、当面の間は閉鎖する。

(3) ロビー

- ・身体的距離を確保するため、休憩スペース（4人掛け5テーブル）については、2人掛け2テーブルに減らす。
- ・定期的な換気（1時間に1回程度）を行う。
- ・注意喚起案内（身体的距離を適切にとること、長時間の滞在は避けること）を掲示する。

(4) 展示室

- ・入口自動扉は常時開放する（窓がないため）。
- ・他の来館者と身体的距離を確保するよう注意喚起案内板を設置する（2か所程度）。
- ・展示室が込み合う可能性があった場合には、入場制限を行う。
- ※ 現在、常設展の入替作業中であるため、6月から再開。

(5) 貸館エリア（2階、会議室（収容定員16人）及び研修室（収容定員90人））

- ・身体的距離を確保するため、入館者は収容定員の1/2以内とする（氏名・連絡先を記載した名簿を提出させる）。
- ・入館時の検温等は、上記1（3）と同様。
- ・申込時に、代表者に対して、マスクの着用などの注意事項の遵守を徹底するとともに、定期的な換気（1時間に1回程度）を行うこと、利用者の中から万が一、感染者が出た場合には、速やかに当館に連絡するよう要請を行う。
- ・利用当日にも再度同様の要請を行う。

(6) 公文書館見学【当面中止】

- ・自治体、学校、自治会など、団体による公文書館見学（閲覧室、文書選別室、保存庫等）を行っているが、案内に当たっては、身体的距離を確保することができないため、当面の間中止する。

5 職員の感染予防対策

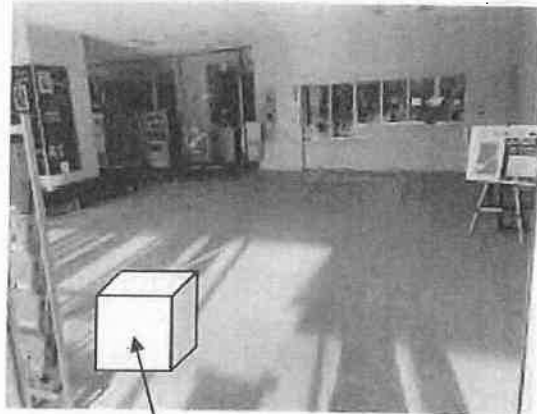
現在、次の対策を講じているが、引き続き、徹底する。

- ・マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底
- ・毎朝の検温及び検温シートへの記録
- ・本人家族に風邪のような症状が出た場合は館長に連絡

■玄関入口



来館者への注意喚起案内板と
アルコール消毒液



臨時の受付テーブルを設置（職員配置）

■エントランス



休憩スペースの座席数を減らす

■執務室前受付カウンター



透明ビニールカーテンを設置

■閲覧室



閲覧席の座席数を減らす